

山口市人権推進指針

～市民一人ひとりが人権を尊重するまちをめざして～

概要版



山口市

山口市人権推進指針の概要

1 指針改定の趣旨

平成23年3月、本市の人権施策を総合的に推進するための方向性や方策等を示す「山口市人権推進指針」を策定し、これまで、国、県、関係機関や関係団体との連携のもと『市民一人ひとりの人権が尊重されたまち』の実現に向け、総合的な人権施策の推進に取り組んできました。

しかしながら、今日の社会におきましては、社会情勢の変化などに伴い、人権問題も複雑・多様化してきており、地域に密着したきめ細かい人権施策の推進が求められております。このような中、平成28年9月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果も踏まえ、「山口市人権推進指針」の見直しを行い、引き続き、人権施策を総合的に推進していきます。

2 指針の性格・期間

この指針は、本市の人権施策を推進するための方向性や方策等を示す基本指針とし、「第二次山口市総合計画」をはじめ、「第二次山口市総合計画」に基づく部門別基本計画等の推進にあたっては、本指針の趣旨に沿った取組を行うこととしています。

指針の期間は、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年間とします。

3 改定の経過

平成28年度に市民意識調査を実施し、現状を把握するとともに、市民や学識経験者等で構成される山口市人権施策推進審議会を6回開催し、様々な提言を踏まえて素案を作成し、山口市人権推進本部における審議により案を決定しました。その後、市民意見の募集（パブリック・コメント）を行い、市長決裁により指針を改定しました。

4 基本理念・キーワード

(1) 基本理念

この指針においては、誰もがお互いに認めあい、『市民一人ひとりの人権を尊重するまち』の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進することを基本理念とします。

(2) キーワード

基本理念に基づいた様々な取組を進めるため、いのち（生命）・じゆう（自由）・びょうどう（平等）・きょうどう（協働）という4つのキーワードを定めて、諸施策を推進します。

人権教育・人権啓発の推進

『市民一人ひとりが人権を尊重するまち』の実現に向けて、家庭、地域、職場、学校などにおいて、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「山口県人権推進指針」を踏まえ、人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進します。

行政における取組

市におけるあらゆる行政分野で、人権尊重の理念を基礎とした取組を推進します。

学校における取組

子どもの発達段階に即し、幼稚園を含めた学校の教育活動を通して、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする人権教育を組織的・計画的に推進します。

地域社会における取組

人権意識の高揚を目指し、市民、民間団体、企業・事業所等との連携を図りながら、地域社会における学習機会の充実に努めます。

相談・支援体制の充実

法務局等相談機関と連携し、相談機関等に関する情報の提供に努めます。

分野別施策の推進

男女共同参画に関する問題

男女が社会の一員としてあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合い、お互いの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、各種施策を計画的に推進します。

子どもの問題

次世代を担うすべての子どもの権利が擁護され、意見が尊重される環境づくりのため、子どもの権利条約の啓発に努め、子どもの権利を大切にする取組を充実します。

高齢者の問題

高齢者人口の増加が見込まれる中、認知症高齢者の増加や一人暮らし高齢者の増加による成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への早期対応への取組を推進します。

障がい者の問題

障害者差別解消法等の趣旨についての理解を、市民一人ひとりが深め、誰もが暮らしやすい社会をつくるための取組を推進します。

同和問題

国の法律（部落差別の解消の推進に関する法律）を十分に踏まえ、市民一人ひとりの理解を深め、部落差別を解消するため、必要な施策、教育及び啓発を行うよう努めます。

外国人の問題

言語や習慣、文化の違いを認め合い、多様な文化や人々が共存していける多文化共生の地域づくりに向け、啓発活動や交流活動による相互理解の促進に努めます。また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策の推進に努めます。

感染症患者等の問題

感染症などの正しい知識の普及啓発を推進します。

ハンセン病問題

ハンセン病患者に対する偏見や差別の解消のため、「ハンセン病を正しく理解する週間」等の機会を通じて、正しい知識の普及啓発を推進します。

罪や非行を犯した人の問題

罪や非行を犯した人が更生するためには、本人の強い更生意欲とともに、周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、罪や非行を犯した人に対する偏見をなくし、その社会復帰に向けて関係機関等と連携・協力して啓発活動の推進に努めます。

プライバシー保護の問題

事業者や市民に対して、個人情報保護の重要性についての啓発活動に努めます。

インフォームド・コンセント推進の問題

患者自身が主体的に治療を選択し、安心して治療が受けられるよう、関係機関等と連携し、医療従事者や市民への啓発に努めます。

インターネットによる問題

市民一人ひとりがインターネット上での人権侵害やプライバシーの保護に関する理解を深めるとともに、情報の収集・発信に関する正しい知識を身につけ、インターネットや電子メールなどの活用ができるよう、啓発活動を推進します。また、子どもを取り巻くネット環境に関し、保護者や学校、地域と関係機関が連携し、ネット社会に対応できる健全な青少年の育成に努めます。

犯罪被害者保護の問題

犯罪被害者等の権利利益を守るため、関係機関や民間団体等が連携し、官民一体となって啓発活動に努めます。また、犯罪被害者や家族の生活が守られる地域社会をめざします。

拉致問題

国、県、関係機関等と連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないよう配慮しながら、啓発活動を実施するなど、市民の理解の促進と世論の喚起に努めます。

性の多様性の問題

性的指向や性自認等を理由とした偏見や差別により困難な状況に置かれている人たちの人権が尊重され、幸せに暮らせる社会実現をするため、正しい知識と性の多様性に関する理解を深めるための啓発を行います。また、学校生活において、自分の性別に違和を感じる児童生徒に対し、相談体制の充実や心情に配慮したきめ細やかな対応を行います。

働く人の問題

良好な職場環境づくりの推進にあたり、企業や関係機関等に対し、情報提供や意識啓発に努めます。

その他の人権問題

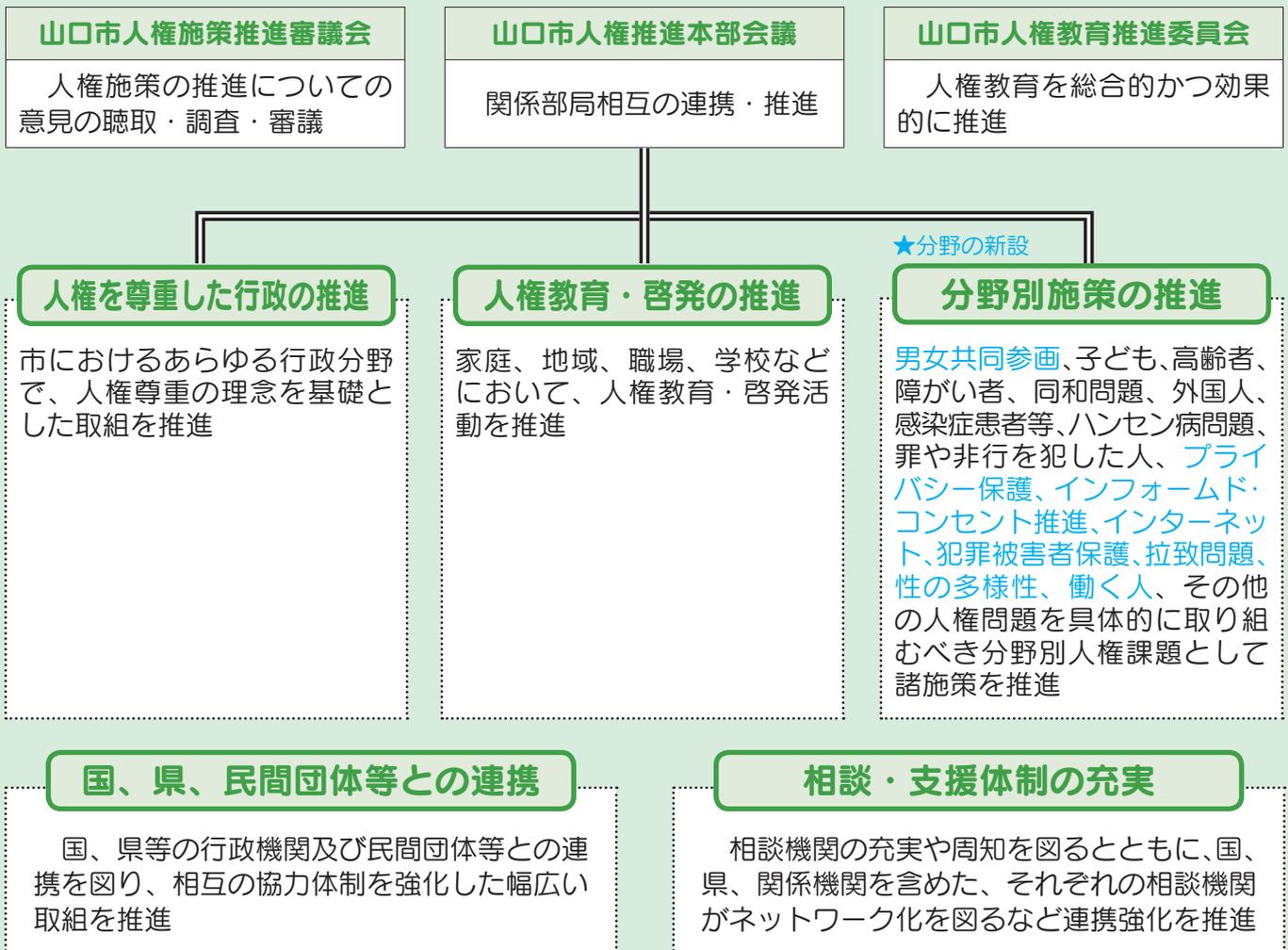
ストーカー等に関する問題、環境問題、自己決定権等に関する問題等、新たな課題の解決のための方策について検討するとともに、適宜対応します。

山口市人権推進指針体系図

～市民一人ひとりが人権を
尊重するまちをめざして～

基本理念	キーワード
誰もがお互いに認め合い、「市民一人ひとりが人権を尊重するまち」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進	いのち (生命)
性 格 人権施策を推進するための方向性や方策を示す ものであります (役割) ・あらゆる行政分野で人権施策を推進 ・市民、民間団体、企業等との参加・参画と協働のもとに推進	じゆう (自由)
	びょうどう (平等)
	きょうどう (協働)
	期 間 平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年間とします

推進体制



人権関係相談機関等一覧表

【人権相談】

(令和3年3月作成)

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
人権相談	みんなの人権110番 (山口地方方法務局人権擁護課内)	(0570) 003-110	人権に関する相談 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
	山口地方方法務局 人権擁護課	(083) 922-2295 (音声案内1)	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
	山口市人権推進室	(083) 934-2767	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市亀山町2-1
	インターネット人権相談受付窓口		パソコン・携帯電話・スマートフォン共通…… https://www.jinken.go.jp/	

【女性相談】

相談事項	相談機関	相談窓口の名称	電話番号	相談内容・受付時間	所在地
女性の 人権相談	山口地方方法務局人権擁護課	女性の人権ホットライン	(0570) 070-810	夫や恋人からの暴力・セクハラ・ストーカー行為等女性の人権問題に関する相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市中河原町6-16 (山口地方合同庁舎)
女性相談 ※性別に関 わらず相 談を受け ています。	山口県男女共同参画相談センター (山口県配偶者暴力相談支援センター) (山口県性暴力被害者支援システム)	一般相談	(083) 901-1122	男女共同参画に関する相談、DV (配偶者暴力) に関する相談 夫婦や家族の問題、男女間における様々な問題に関する相談 電話相談 月～金 8:30～22:00、土・日 9:00～18:00 ※内閣府:DV相談ナビ #8008(はれれば)	山口市湯田温泉5丁目1-1 山口県婦人教育文化会館内
		DVホットライン (緊急用)	(0120) 238122	面接相談 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) 専門相談 (要予約) 弁護士:第1・3水曜日 13:30～15:30 医師:第4火・金曜日 14:00～16:00 臨床心理士:第2火曜日 13:30～15:30	
		やまぐち性暴力相談ダイヤル 「あさがお」	(083) 902-0889	性暴力被害に関する相談:24時間365日 ※内閣府:全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくんストップ)	
		山口市男女共同参画センター ゆめぼら	女性相談員による相談	(083) 934-2743	

【子どもの相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
子どもの 人権相談	子どもの人権110番 (山口地方方法務局人権擁護課内)	(0120) 007-110	いじめ、体罰等子どもの人権に関する相談 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
養育相談	山口県中央児童相談所	(083) 902-2189	家庭における養育上の悩み、非行、しつけ、障がい、虐待など 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市吉敷下東4-17-1
	山口市家庭児童相談室	(083) 934-2896	養育上の悩み、しつけ、虐待など 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く) ※時間外：転送電話相談対応	山口市糸米二丁目6-6 山口市保健センター内
教育相談	山口市教育相談室	(083) 922-3749	山口市教育相談室では、教育相談員が常駐しており、いじめや不登校をはじめとする学校生活における悩み事や子どもの養育上の相談ごと等の電話相談・来所相談をお受けしています。また、山口市教育支援センター (あすなろ第1・第2教室) への入室手続きや関係機関の紹介も行っています。お気軽にご相談ください。 受付時間：月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始を除く)	山口市中央五丁目14-22 山口市役所別館2階
	子どもと親のサポートセンター ふれあい総合テレホン ふれあいファックス FAX	(083) 987-1240 (083) 987-1258	養育上の悩み (しつけ、不登校、就学、進路、発達の遅れ、情緒が不安定等) に関する相談 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市秋穂二島1062 やまぐち総合教育支援センター内
	やまぐち子どもSOSダイヤル ふれあいメール	(0120) 0-78310 soudan@center.yrn21.jp	「やまぐち子どもSOSダイヤル」は、24時間対応	

【福祉相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
高齢者の 相談	山口市基幹型地域包括 支援センター	(083) 934-2758 FAX (083) 934-2647		亀山町2-1 (山口総合 支所1階高齢福祉課内)
	徳地分室	(0835) 52-0670 FAX (0835) 52-0444	介護や権利擁護、虐待に関する相談 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	徳地堀1744 (徳地総 合支所内)
	阿東分室	(083) 956-0995 FAX (083) 956-0013		阿東徳佐中3382 (阿 東保健センター内)
障がい者 の相談	山口市障がい者基幹相 談支援センター	(083) 934-2988 FAX (083) 934-4142	障がい等に関する相談支援、権利擁護、虐待に関する相談 相談時間：月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	亀山町2-1 (山口総合 支所障がい福祉課内)

【警察関係相談】

相談事項	相談機関	電話番号	相談内容及び相談時間	所在地
防犯相談	県警総合相談室	#9110または (083) 923-9110	警察への各種問い合わせや困りごと相談	山口市滝町1-1 県警本部内
	レディース・サポート110	(083) 932-7830 0120-378387	性犯罪被害等に関する相談 24時間受付	山口市滝町1-1 県警本部内
サイバー 犯罪相談	サイバー犯罪相談電話	(083) 922-8983	サイバー犯罪相談に対する情報や相談 (インターネットトラブル等) 月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	山口市滝町1-1 県警本部内

編集発行 山口市地域生活部人権推進課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
TEL (083) 934-2767 FAX (083) 934-2867
E-mail: jinken@city.yamaguchi.lg.jp